大規模災害時における避難生活支援体制の強化に関する
指定都市市長会要請

近年、自然災害の激甚化・頻発化により、大規模かつ長期にわたる避難生活への対応が全国的な課題となっている。

被災者の健康と尊厳を守り、災害関連死を防止するためには、避難所の開設・運営のみならず、在宅避難者や車中泊避難者への支援、要配慮者への保健・医療・福祉支援、女性やこども、ペット等の多様な視点を踏まえた避難生活環境の確保など、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められている。

被災した地方自治体は、市民生活に不可欠な行政サービスを維持しながら避難生活支援に取り組まなければならない。特に指定都市においては、人口や都市機能の集積により、多数の避難所の運営や広域的な支援調整を担う必要があり、その役割は極めて大きい。

そのような中、令和８年 11 月に設置された防災庁は、徹底的な「事前防災」の推進・加速の司令塔、発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔として、被災者に寄り添った支援体制構築などの推進が期待されている。

今後想定される大規模災害に備え、避難生活支援を担う人材の育成・確保、官民連携の推進、物資供給体制の強化等を図り、被災者支援の実効性を高めるため、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

１　避難生活支援を担う人材の育成及び派遣体制の構築

避難所運営、在宅避難者及び車中泊避難者への支援、要配慮者への対応等を担う地方自治体の職員や支援関係者の育成を推進するため、実践的な研修・訓練の充実及び継続的な人材育成に対する財政措置を講ずること。

また、大規模災害時において、被災自治体の多様なニーズに応じた人的支援を実施するため、ペット避難に精通する獣医師などの専門人材や避難所環境の改善に精通した有識者などの迅速かつ継続的な派遣が可能となるよう、専用人材バンクを構築するなど国による支援機能を強化するとともに、派遣及び受入れに要する経費に対する十分な財政措置を講ずること。

２　官民連携による避難生活支援体制の構築支援

地域住民、自主防災組織、保健・医療・福祉関係者、ＮＰＯ、ボランティア団体、民間事業者等が地方自治体と連携した避難生活支援体制を構築できるよう、平時からの協定締結、情報共有、合同訓練その他の取組に対する技術的支援及び財政措置を講ずること。

また、大規模災害時における在宅・車中泊避難者の状況把握、相談支援、見守り活動、物資提供等の取組に必要な技術的支援及び財政措置を講ずること。

３　避難生活に必要な物資及び資機材の確保・供給体制の強化

避難生活の質の向上及び災害関連死の防止を図るため、人口規模、想定避難者数、避難所数等の実情を踏まえ、生活環境の改善に資する物資・資機材の整備及び更新並びに備蓄倉庫等の施設整備に対する財政措置を充実させるとともに、保管、点検等の維持管理に必要な経費への支援を拡充すること。

また、被災地において必要な物資・資機材を各避難所や在宅・車中泊避難者の支援拠点等まで迅速かつ確実に供給できるよう、国、地方自治体及び物流事業者による広域物流体制を強化するとともに、物資管理に係る情報項目や物流仕様の標準化等に取り組むこと。

令和８年１１月２７日
指 定 都 市 市 長 会